

# 学校等における児童等の安全確保に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）第28条の規定に基づき、必要な方策を示し、もって学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者等に対して児童等の安全を確保するための基本的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、法令及び関係条例等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 基本的方策等

### 1 学校等への侵入防止対策の充実

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (5) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証等の使用の要請
- (6) 来訪者への声掛けの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備の設置
- (8) 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした教室等の配置の検討

### 2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 門扉、囲障、外灯（防犯ライト等）、施設の窓、施設の出入口、施錠設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報ベル、ブザー等の警報装置、校内放送設備等の通報装置、警察等への非常通報装置、校内緊急通報システム等の防犯設備

### 3 安全確保についての体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティア又は関係機関の協力を得て、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回
- (2) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 警報用ブザーの教職員、児童等への貸与
- (4) 児童等の安全確保のための教職員等の研修の実施
- (5) 保護者、地域又は関係機関との情報の共有化

### 4 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、学校活動等の機会を活用して計画的に学習させるとともに、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所やいわゆる「子ども110番の家」の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 地域社会の安全について児童等が主体となって学ぶ教育の実施

### 5 保護者、地域及び関係団体との連携

保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会、青少年教育団体等）と連携し、子どもの安全につながる次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 保護者、地域及び関係団体への協力依頼
  - ア 登下校時のパトロール
  - イ 学校支援ボランティア活動（注）
  - ウ 不審者を発見した場合の警察、学校等への通報
- (2) いわゆる「子ども110番の家」の拡大に向けた関係機関への働きかけ

## 6 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合や不審者が侵入した場合に備え、地域、警察署及びその他の関係機関と連携して、次のような施策について検討し、必要な取組の実施に努めるものとする。また、こうした施策の実施の徹底を図るため危機管理マニュアルの整備に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡及び登下校の方法の決定
- (2) 学校等の内外における安全確保についての警察署及びその他の関係機関への協力依頼
- (3) 不審者が侵入した場合等における監視・排除体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (4) 安全管理の徹底及び教職員等の危機管理意識の向上を図るための研修・訓練の実施
- (5) 警察署及びその他の関係機関の協力の下での、保護者、地域のボランティア、教職員等による防犯訓練、応急手当の訓練等の実施
- (6) 警察署及びその他の関係機関との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (7) 学校等、警察署、県、市町村及びその他の関係機関との情報連絡網の整備
- (8) 防犯スプレー、さすまたその他の不審者侵入に備えた防犯用具等の整備

## 7 登下校時の安全確保

児童等の登下校時における安全確保について、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路の点検等の安全対策の実施
- (2) 児童等に危害を及ぼそうとする者から身を守るための対処方策の指導
- (3) P T A、地域住民等と連携して行う登下校時の児童等の安全を確保するための施策の実施

## 8 児童等の個人情報の管理

学校等における児童等の個人情報が外部へ流出することがないように、情報管理体制の点検整備に努めるものとする。

(注)「学校支援ボランティア活動」とは、学校の教育活動について、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。